

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社村上開明堂			コード	7292
提出日	2021/6/15	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の2名の選任議案が付議され、新たに役員の就任が予定されているため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岩崎 清悟	社外取締役	○													○		有
2	力石 晃一	社外取締役	○													○		有
3	足羽 由美子	社外取締役	○										○				新任	有
4	櫻井 透	社外監査役	○							△								有
5	興津 哲雄	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		岩崎清悟氏は、静岡ガス株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断いたしました。また、同社と当社の間に当社事業に係わる取引は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
2		力石晃一氏は、日本郵船株式会社の経営に長年にわたって携わられ、企業経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かせると判断いたしました。また、同社と当社の間に当社事業に係わる取引は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
3	足羽由美子氏は、足羽会計事務所の所長を務めており、当社は足羽会計事務所との間に現在取引関係がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	足羽由美子氏は、税理士として培われた経験を、財務の専門家として当社の経営に活かせると判断いたしました。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
4	櫻井透氏は、過去に株式会社静岡銀行の役員を歴任しておりました。当社は、株式会社静岡銀行等との間に現在取引関係がありますが、同氏は既に役員を退任しており、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	櫻井透氏は、幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。
5		興津哲雄氏は、幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたします。

4. 補足説明

当社は、次のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

〈社外役員の独立性判断基準〉

当社取締役会が当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)が独立性を有すると認定するには、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、当該社外役員が以下のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。

1.当社および当社の関係会社(以下、「当社グループという。’)の業務執行者(注1)または、過去において当社グループの業務執行者であった者

2.当社の大株主(注2)またはその業務執行者

3.当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

4.当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者

5.当社グループを主要な取引先とする者(注4)またはその業務執行者

6.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

7.当社グループから役員報酬以外に、多額(注5)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

8.当社グループから多額(注5)の寄付を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)

9.上記1.から8.に該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二等親以内の親族

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度において、自己または他人の名義をもって、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

注4：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社から受けた者をいう。

注5：多額とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

注6：重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。